第３７回　学長選考会議　議事要旨

１　日　時：平成２４年６月１５日（金）１５：３５～１６：４２
２　場　所：事務局４階第３会議室
３　議　事

（前回議事要旨確認）
　第３６回学長選考会議（H24.4.26開催）

　議題１．国立大学法人鹿児島大学学長選考細則の一部改正について（資料１）
　議題２．学長選考手続きの概略（案）及び平成２４年度学長候補者選考スケジュール（案）について（資料２）
　議題３．学長選考会議における学内意向調査委員会委員の指名について
　議題４．学内意向調査委員会の委員の推薦について（資料３）
　議題５．学長候補適任者の推薦に係る学長選考会議委員の補充について（資料４）
　議題６．学長候補者の選考のための学内意向調査にかかる（集計）ユニット参加申出書の提出について（資料５）
　その他

[出席委員]　１１名
（学外有識者）石窪、永田、林、福田、萬田（議長）、山田
（学内委員）　平井、榮鶴、冨永、菅沼、野呂

[欠席委員]　　３名
（学外有識者）中村
（学内委員）　武隈、宮嶋

[オブザーバー]
　坂東監事

[事務局]
（部長）森山　（課長）山崎　（課長代理）中村　（その他）山下、平野、桑畑、川窪

　議長から、出席委員の確認について本日の出席委員は学外委員６名、学内委員５名の計１１名であり、議事成立要件を満たしていることの確認が行われた後、総務課長から、配付資料の確認が行われた。

　引き続き、４月２６日開催の第３６回（定例）学長選考会議議事要旨案の確認が行われ、了承された。

議題１．国立大学法人鹿児島大学学長選考細則の一部改正について（資料１）
　議長から、国立大学法人鹿児島大学学長選考細則の一部改正について諮られ、総務課長から、資料１について、前回会議で審議承認され４月２６日付け制定の国立大学法人鹿児島大学学長選考細則における意向調査委員会の委員の選出について、委員の選出母体を従来の選出母体と基本的に同様とするとともに、投票立会人の人数を確保するためであり、また、投

票資格者名簿に誤載、脱漏等があった際の申し出期日等を明確にするための一部改正である旨資料に基づき説明があり、審議の結果、第７条第２項について一部修正のうえ了承された。

議題２．学長選考手続きの概略（案）及び平成２４年度学長候補者選考スケジュール（案）について（資料２）

議長から、学長選考手続きの概略（案）及び平成２４年度学長候補者選考スケジュール（案）について諮られ、総務課長から、学長選考手続きの概略については前回会議で審議承認された後、５月１７日開催の教育研究評議会及び本日開催の経営協議会において、両会議から学長選考会議への５名以内の学長候補適任者の具体的な選考方法等について審議決定されたことを受けて、一部更新したものであること。また、平成２４年度学長候補者選考スケジュールについても同様に前回会議で審議了承された後、５月１７日開催の教育研究評議会で制定された申合せに従い、臨時の教育研究評議会を開催する必要があることから、新たに９月６日に同会議の開催予定を追加したものであり、学長選考会議は、前回審議承認されたとおり１０月１０日、１１月１日及び１１月２０日に開催予定である旨資料に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承された。

議題３．学長選考会議における学内意向調査委員会委員の指名について

議長から、学長選考会議における学内意向調査委員会委員の指名について諮られ、総務課長から、国立大学法人鹿児島大学学長選考細則の第４条第２項において「意向調査委員会は、学長選考会議議長が指名した学長選考会議の委員２人」と規定されていること。また、同細則第４条第７項において「意向調査委員会に委員長を置き、学長選考会議議長が指名する委員をもって充てる。」と規定されているとともに、同条第８項に「意向調査委員会委員長に事故があるときは、学長選考会議議長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。」と規定されている旨資料に基づき説明があった後、議長から、学長選考会議における学内意向調査委員会委員として、榮鶴委員と野呂委員の２名が指名選出され異議無く了承された。

また、議長から、意向調査委員会委員長には榮鶴委員を委員長の職務代行には野呂委員を指名したい旨発言があり、異議無く了承された。

次いで議長から、同細則第４条第４項において「学長選考会議議長が指名した学長選考会議の委員が、学長選考規則第４条により学長候補適任者に推薦された場合は、意向調査委員会の委員を退くものとし、その欠員は、学長選考会議議長が改めて指名する。」と規定されていることから、榮鶴委員と野呂委員の両名、若しくはいずれかが、今後もし学長候補適任者に推薦された場合の欠員補充のための本学長選考会議からの委員選出の指名は、予め議長に一任願いたい旨発言があり、異議無く了承された。

議題４．学内意向調査委員会の委員の推薦について（資料３）

議長から、学内意向調査委員会の委員の推薦について諮られ、総務課長から、本日の議題１で国立大学法人鹿児島大学学長選考細則の一部改正が承認されたことを受けて、学長選考会議議長から各学部長宛の学内意向調査委員会委員の依頼の通知案について資料に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承され、６月１５日付けで通知を行うこととされた。

議題５．学長候補適任者の推薦に係る学長選考会議委員の補充について（資料４）

議長から、学長候補適任者の推薦に係る学長選考会議委員の補充について諮られ、総務課長から、国立大学法人鹿児島大学学長選考会議に関する申合せのロにおいて「規則第２条第１項第２号委員が学長候補適任者となった場合は、欠員の補充を国立大学教育研究評議会に要請する。」と規定されており、この「規則第２条第１項第２号委員」とは、国立大学法人鹿児島大学学長選考会議規則第２条第１項第２号に「教育研究評議会から選出された評議員」と規定されており、そのような状況が生じた場合は、速やかに教育研究評議会議長へ欠員補

充の要請をする必要があるが、学長選考会議の今後の開催予定は、次回が１０月１０日となっており、学長候補適任者の推薦期日（１０月５日）到来後であること。また、１０月１０日は学内意向調査委員会も開催予定となっており、次回の学長選考会議以後に教育研究評議会への要請を行ったのでは円滑な学長候補者の選考に支障を来すこととなるため、本日、教育研究評議会に対し予め補充の依頼文書を送付することの提案について資料に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承され、６月１５日付けで通知を行うこととされた。

議題６．学長候補者の選考のための学内意向調査にかかる（集計）ユニット参加申出書の提出について（資料５）

議長から、学長候補者の選考のための学内意向調査にかかる（集計）ユニット参加申出書の提出について諮られ、総務課長から、国立大学法人鹿児島大学学長選考細則の第６条第２項において「ユニットに属していない投票資格者については、本人の希望するユニットの一に属するものとする。この場合、当該者は、申出書を意向調査委員会委員長に提出するものとする」と規定されているが、ユニットに属していない投票資格者（学内共同教育研究施設所属の教員）から希望する（集計）ユニットの申出が特段無かった場合、集計に支障が生じることが想定されることから、申出書の提出のない方については、「役員・事務系ユニット」に含め集計することの提案について資料に基づき説明があり、審議の結果、原案どおり了承され、本件については学内意向調査委員会へ提案することとされた。

その他

なし

次回の学長選考会議は、１０月１０日（水）の開催となった。